

## 国立大学法人 東北大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

本給月額を、平成22年1月から平均0.3%引き下げ、また、平成21年4月から改正後の本給月額を支給された場合との差額に相当する額を平成22年1月支給の給与から減額した。  
期末特別手当を、6月期は0.15月分、12月期は0.10月分減額した。

理事

法人の長と同様

理事(非常勤)

特になし

監事

法人の長と同様

監事(非常勤)

特になし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 23,359	千円 15,859	千円 6,627	千円 871 (地域手当)			
A理事	千円 15,557	千円 10,537	千円 4,361	千円 634 (地域手当) 24 (通勤手当)			
B理事	千円 16,932	千円 11,009	千円 5,173	千円 663 (地域手当) 86 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 16,291	千円 11,011	千円 4,616	千円 663 (地域手当)			
D理事	千円 15,419	千円 10,063	千円 4,305	千円 606 (地域手当) 24 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)			◇
E理事	千円 16,315	千円 11,011	千円 4,616	千円 663 (地域手当) 24 (通勤手当)			
F理事 (非常勤)	千円 3,096	千円 3,096	千円 0	千円 0		3月31日	※
G理事 (非常勤)	千円 2,838	千円 2,838	千円 0	千円 0	5月1日		*
A監事	千円 12,660	千円 8,701	千円 3,434	千円 523 (地域手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,272	千円 1,272	千円 0	千円 0			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

役員出向者(法人役員となるため、本省課長・企画官相当職以上で退職をし、引き続き、法人役員として在職する者)「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員(本省課長・企画官相当職以上で退職した者)「\*」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円 (57,299) 1,383	年 月 (34 0) 1 0	21.3.31	1.0	役員退職手当規程に基づき、経営協議会において業績評価率を1.0と決定した。	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注:理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部署等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条の趣旨及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成21年8月25日閣議決定)を考慮しつつ、本学の経営戦略を効率的、効果的に実現できる機動性に富んだものとする。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。
昇給	5段階ある昇給区分のうちから、その者の勤務成績に応じて昇給区分が決定される。
昇格	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者はその者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
降格	勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。

#### ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・本給表の改定
  - 初任給を中心とした若年層を除いて、本給月額を平均0.2%引下げる改定
- ・本給表の改定に対応した調整基本額表の改定
- ・所定労働時間の短縮に係る改定
- ・通勤手当の支給方法を変更
  - 6箇月定期券価額の一括前払いの支給方法を6箇月定期券価額の6分の1の額を毎月支給等に変更
- ・自宅に係る住居手当を廃止
- ・期末・勤勉手当の支給割合を年0.35月分引き下げ
- ・期末特別手当の支給割合を年0.25月分引き下げ

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	3,905	43.5	7,085	5,224	62	1,861
事務・技術	1,093	39.4	5,247	3,925	88	1,322
教育職種 (大学教員)	2,060	46.8	8,697	6,369	55	2,328
医療職種 (病院看護師)	564	39.6	5,219	3,889	38	1,330
技能・労務職種	13	54.0	5,490	4,091	78	1,399
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	168	41.2	5,403	4,023	69	1,380
指定職種	5	57.5	15,831	11,192	20	4,639

任期付職員	328	39.1	6,637	6,637	50	0
事務・技術	18	51.2	6,883	6,883	54	0
教育職種 (大学教員)	308	38.3	6,605	6,605	50	0
医療職種 (病院医療技術職員)	1					
指定職種	1					

再任用職員	82	62.2	3,231	2,785	103	446
事務・技術	73	62.2	3,259	2,810	106	449
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	5	62.1	2,851	2,452	74	399
医療職種 (病院医療技術職員)	3	61.5	2,919	2,474	45	445

非常勤職員	316	41.7	4,078	3,059	93	1,019
事務・技術	181	42.7	3,362	2,514	108	848
教育職種 (大学教員)	96	41.0	5,752	4,211	70	1,541
技能・労務職種	20	43.9	3,641	2,704	71	937
医療職種 (病院医療技術職員)	2					
研究支援職種	5	29.9	3,548	3,548	84	0
研究補助職種	12	33.3	2,476	2,476	89	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員、再任用職員、非常勤職員のうち「技能・労務職種」とは、自動車運転手、機械操作員、実験助手、用務員などの業務に従事する者を示す。

注4:非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示す。

注5:「在外職員」は該当者がいないため記載を省略した。

注6:次に掲げる各区分中の職種については、該当者がいないため記載を省略した。

・各区分共通で、「医療職種(病院医師)」

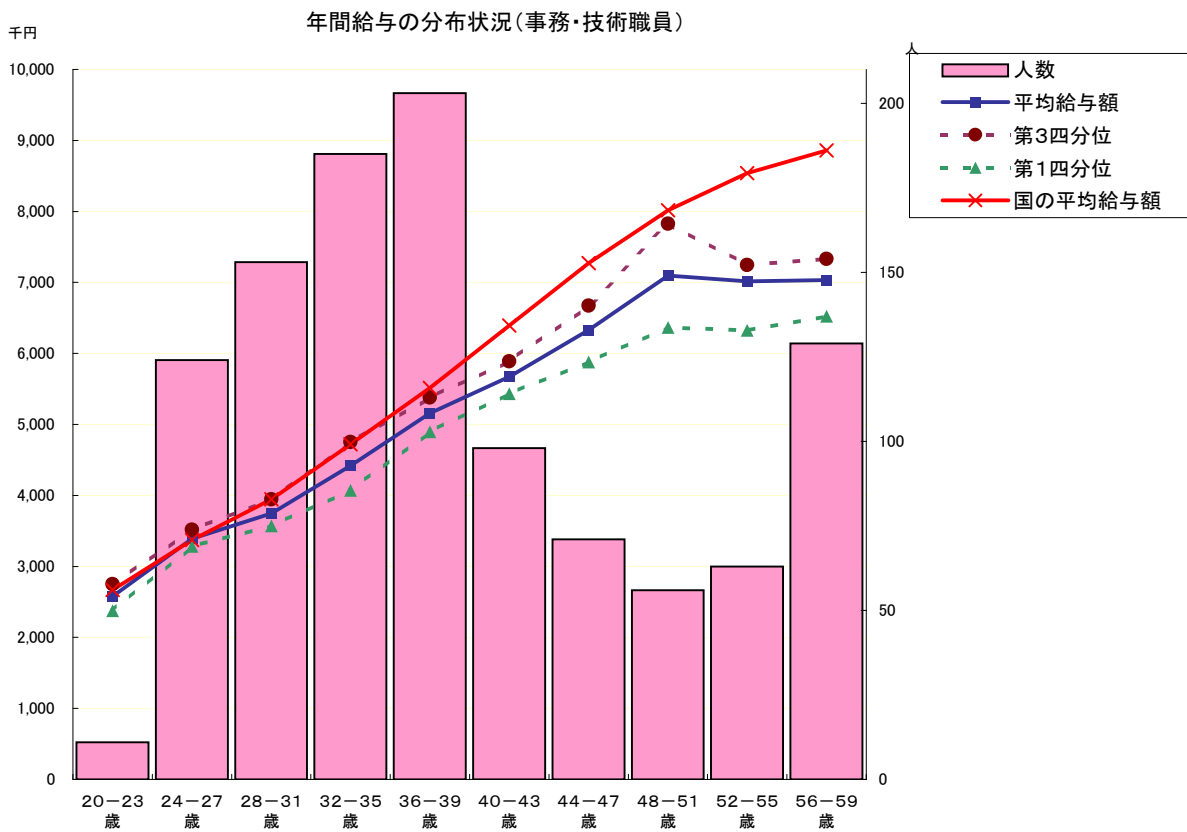
・任期付職員のうち、「医療職種(病院看護師)」、「技能・労務職種」及び「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」

・再任用職員のうち、「教育職種(大学教員)」、「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」及び「指定職種」

・非常勤職員のうち、「医療職種(病院看護師)」、「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」及び「指定職種」

注7:各区分のそれぞれの職種区分のうち、当該人員が2人以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

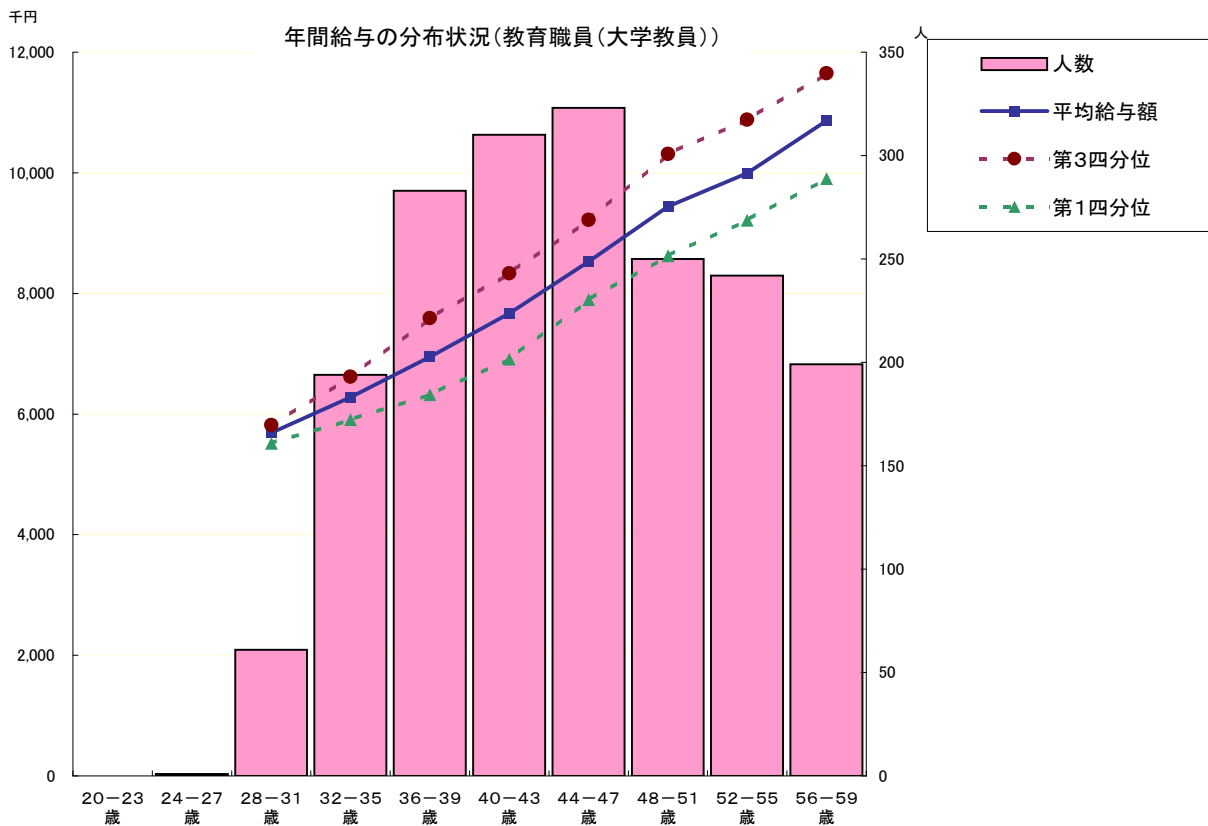


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
部長	12	56.1	8,702	9,756	10,598		
課長	61	53.4	7,392	7,987	8,416		
課長補佐	65	50.0	6,544	6,744	7,099		
係長	414	44.6	5,310	5,790	6,277		
主任	166	37.9	4,472	4,862	5,160		
係員	375	29.8	3,390	3,712	3,977		

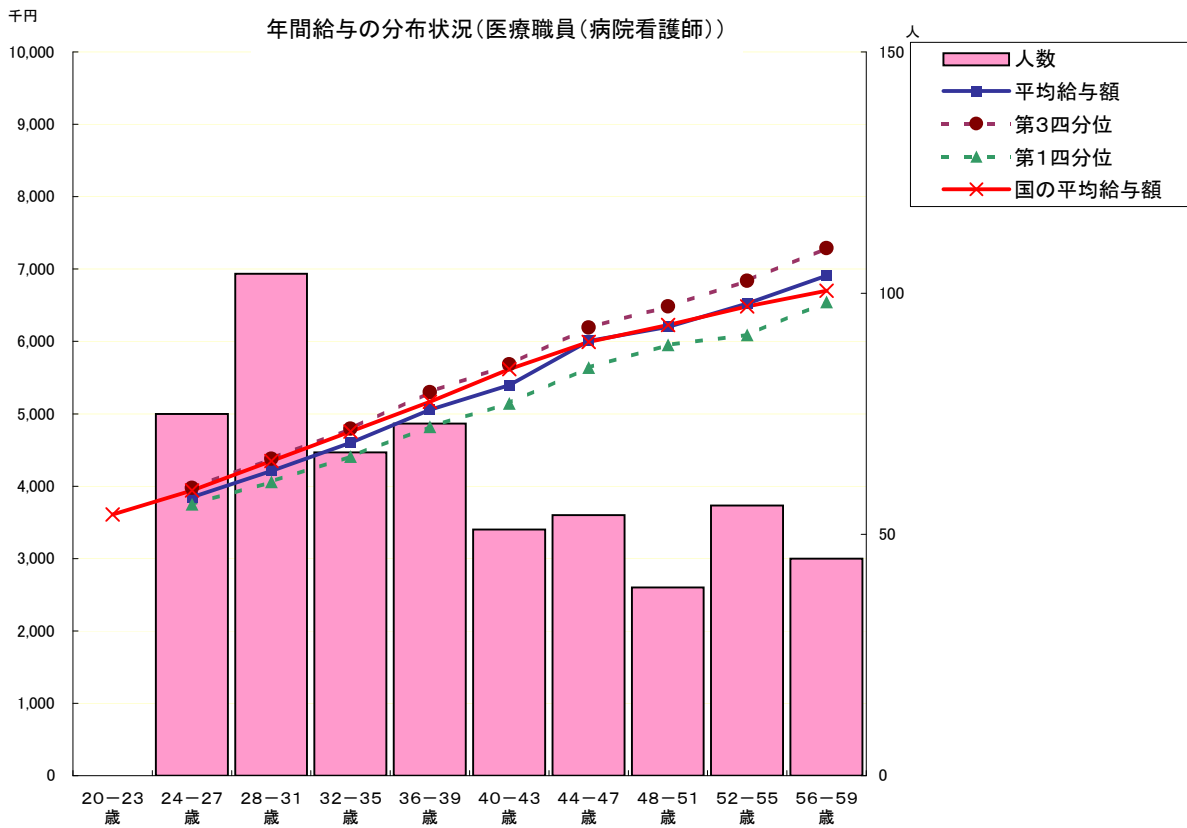
注:「課長」には、課長相当職である事務長及び室長を含む。



注) 年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
教授	750	54.4	10,022	11,448	10,829	11,448	11,448
准教授	571	44.8	7,855	8,869	8,321	8,869	8,869
講師	114	45.4	7,123	8,347	7,825	8,347	8,347
助教	587	39.5	6,026	6,945	6,483	6,945	6,945
助手	38	44.7	5,746	6,479	6,090	6,479	6,479



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	5	52.9	7,191	7,470	7,691
看護師長	45	52.9	6,793	6,985	7,291
副看護師長	111	47.0	5,551	6,078	6,624
看護師	397	35.6	4,068	4,683	5,193
准看護師	5	56.5	5,266	5,350	5,416

注:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任、係長	係長、課長補佐	課長補佐、課長	課長、部長
人員(割合)	1,093人	182人 (16.7%)	194人 (17.7%)	483人 (44.2%)	162人 (14.8%)	44人 (4.0%)	22人 (2.0%)
年齢(最高～最低)		57～20歳	58～25歳	59～32歳	59～40歳	59～39歳	59～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,477～1,765千円	4,066～2,381千円	5,343～2,572千円	5,925～4,091千円	6,977～4,802千円	7,633～6,160千円
年間給与額(最高～最低)		4,540～2,362千円	5,368～3,186千円	7,108～3,456千円	7,827～5,545千円	9,032～6,610千円	9,832～8,249千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員(割合)		2人 (0.2%)	4人 (0.4%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		～歳	58～50歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	8,797～6,687千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	11,949～9,391千円	～千円	～千円

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	2,060人	625人 (30.3%)	114人 (5.5%)	571人 (27.7%)	750人 (36.4%)
年齢(最高～最低)		62～27歳	62～30歳	62～28歳	62～39歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,119～3,533千円	7,007～4,026千円	7,253～4,379千円	13,170～5,829千円
年間給与額(最高～最低)		8,107～4,618千円	9,513～5,482千円	9,903～5,820千円	17,171～8,049千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	564人	5人 (0.9%)	396人 (70.2%)	112人 (19.9%)	45人 (8.0%)	5人 (0.9%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59～54歳	59～24歳	59～32歳	59～40歳	56～47歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,176～3,790千円	5,232～2,554千円	5,695～3,387千円	5,380～4,191千円	6,133～4,990千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		5,575～5,081千円	7,047～3,436千円	7,628～4,618千円	7,522～5,935千円	8,138～7,041千円	～千円	～千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。



④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.1	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.4	% 33.9	% 35.0
	最高～最低	% 45.9～32.7	% 48.5～29.0	% 47.3～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 31.6	% 33.4
	最高～最低	% 41.9～32.0	% 37.5～28.1	% 39.6～30.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 65.3	% 63.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.4	% 34.7	% 36.5
	最高～最低	% 49.6～33.3	% 48.6～29.4	% 49.0～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.5	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 31.5	% 33.4
	最高～最低	% 52.4～32.4	% 47.9～28.2	% 50.0～30.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.8	% 58.1	% 58.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.2	% 41.9	% 42.0
	最高～最低	% 42.4～41.9	% 45.4～37.5	% 44.0～39.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 68.1	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 31.9	% 33.8
	最高～最低	% 41.9～32.8	% 37.5～28.7	% 39.6～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職種)

対国家公務員(行政職(一))	89.3
対他の国立大学法人等	100.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	101.2
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	98.7
対他の国立大学法人等	101.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.3	
	参考	地域勘案 94.3 学歴勘案 88.7 地域・学歴勘案 94.0
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47.8% (国からの財政支出額 59,769百万円、支出予算の総額 124,945百万円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は47.8%であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の指数の状況、地域・学歴勘案等を総合的に勘案し、給与水準は適切であると考え	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	適切な給与水準の維持に努める	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.7	
	参考	地域勘案 103.6 学歴勘案 98.0 地域・学歴勘案 103.5
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47.8% (国からの財政支出額 59,769百万円、支出予算の総額 124,945百万円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は47.8%であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の指数の状況、地域・学歴勘案等を総合的に勘案し、給与水準は適切であると考え	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	適切な給与水準の維持に努める	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数【99.0】

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学職員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、19年度までは教育職員(大学職員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度) 千円	前年度 (平成20年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	33,516,438	34,602,625	△1,086,187	(△3.1)	△3,187,902	(△8.7)
退職手当支給額 (B)	3,821,139	3,827,197	△6,058	(△0.2)	△968,415	(△20.2)
非常勤役職員等給与 (C)	14,340,800	12,705,008	1,635,792	(12.9)	8,599,036	(149.8)
福利厚生費 (D)	5,439,997	5,509,379	△69,382	(△1.3)	354,040	(7.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	57,118,374	56,644,209	474,165	(0.8)	4,796,759	(9.2)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤役職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」は、それぞれ対前年度比「△3.1%」、「0.8%」であり、給与、報酬等支給総額は、職員数の削減により減少しているが、外部資金等により雇用される職員数の増加により最広義人件費は増加している。

#### ②人件費削減の取組

##### ・中期目標

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

##### ・中期計画

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

##### ・総人件費改革の取り組み状況

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	37,795,850	35,835,297	35,059,302	34,602,625	33,516,438
人件費削減率 (%)		△5.2	△7.2	△8.4	△11.3
人件費削減率(補正值) (%)		△5.2	△7.9	△9.1	△9.6

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし。